

判決年月日	平成 1 8 年 5 月 3 0 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成17年(行ケ)10201号		
○ 進歩性の欠如した発明に対して特許がされた旨の無効事由を排斥して無効審判請求を不成立とした審決が取り消された事例			

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

本件は，無効審判請求を成り立たないとした審決の取消訴訟である。

本件特許（特許第 1 8 7 0 4 2 1 号）は，「プラスチック製インジェクション容器の製法」なる名称の発明に係るものである。原告（審判請求人）は，本件特許に係る発明（本件発明）は，特公昭 5 4 - 2 2 3 5 4 号公報（刊行物 1 ）に記載された発明（引用発明）と実公昭 5 7 - 1 3 2 5 9 号公報（刊行物 2 ）に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであり，特許法 2 9 条 2 項に違反して特許されたものであるなどと主張して，本件特許を無効とすることを求める審判（無効 2 0 0 3 - 3 5 3 4 8 号）を請求した。

審決は，上記主張を排斥し，無効審判請求は成り立たないとした。審判請求人が原告として，同審決の取消しを求めたのが本件訴訟である。

判決は，本件特許の明細書及び本件特許の原出願（実願昭 5 8 - 1 6 9 1 3 2 号）に対する拒絶査定備考欄に上記刊行物 1 に関する記載があることなどを指摘し，これによれば，引用発明についての審決の認定は誤っており，本件発明は引用発明及び刊行物 2 に基づいて当業者が容易に想到することができたものであるとして，審決を取り消した。